

平成28年度 第18回 役員会議事要旨

日 時 平成29年1月11日（水） 10時28分～11時52分

場 所 学長室

出席者 学長，滝澤理事，門出理事，後藤理事，和田理事，吉田理事

欠席者 なし

陪席者 佐々木監事，吉永学長補佐

- 学長から，平成28年度第13回，第14回，第15回及び第16回役員会議事要旨の確認依頼があった。

1 協議事項

(1) 大学貢献度（研究）に係るインセンティブの試行について

学長から，本件について，大学活動における個人に対するインセンティブ制度を導入し，さらなる外部資金等の獲得による研究の活性化やモチベーション向上につながることを目的とするものである旨の説明があった。

次いで，後藤理事から，平成28年度のインセンティブの対象となる評価項目は，研究（学術）の観点とし，特に外部資金のうち間接経費・管理費の取得による大学への貢献度を評価すること，予算は，大学運営経費等財源のうち，経営努力等により生じる運用可能額の範囲とすること，対象事業に複数者が担当している場合は3名までとすること，また，支給要件として，科学研究費の申請を必須とすること，各種重要会議の出席状況が良好であること等を満たしていることが必要であること等の説明があり，協議の結果，支給要件に，過去2年間の懲戒処分に関することを追加することです承され，経営協議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(2) 有田キャンパス設置に係る普通財産譲渡契約書及び物品譲与契約書について

学長から，本件について，平成29年4月1日に佐賀県立有田窯業大学校から佐賀大学に無償譲渡（譲与）される有田キャンパスの土地，施設，物品について，契約を締結するものである旨の説明があった。

次いで，吉永学長補佐から，有田キャンパスに係る普通財産譲渡契約書

(案)及び物品譲与契約書(案)の契約内容について、条文に沿って説明があり、また、譲渡普通財産及び譲渡物品の概要の説明があり、協議の結果了承され、経営協議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(3) 平成28年度業務達成基準を適用する事業について

学長から、本件について、「国立大学法人佐賀大学業務達成基準に関する取扱いについて」に基づき、運営費交付金を財源とした業務について業務達成基準を適用することにより、複数年に亘る事業の円滑な実施を図ることを目的とするものである旨の説明があった。

次いで、財務部長から、附属病院再整備に伴う医療機器等整備事業として、アーム型X線CT診断装置他14件の契約に係る必要経費を業務達成基準に適用しようとするものである旨の説明があり、協議の結果了承され、経営協議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(4) 国立大学法人佐賀大学の中期目標・中期計画の変更について

学長から、本件について、クリエイティブ・ラーニングセンターが教育関係共同利用拠点に認定されたこと等に伴い、国立大学法人佐賀大学の中期計画等を変更するために文部科学省へ変更の認可申請を行うものである旨の説明があった。

次いで、総務部長から、別表2(共同利用・共同研究拠点、教育関係共同利用拠点)にクリエイティブ・ラーニングセンターを追加し、中期計画【010】を一部変更すること、附属病院再整備計画の見直しに伴い中期計画【061】中の「手術室(5室増設)、オンコロジーセンター(10ベッド増設)」を「手術室、外来化学療法室」へ変更すること及び平成28年度に募集を停止した教育学研究科及び経済学研究科が学年進行により収容定員が0人になるため、別表(収容定員)から削除することの説明があり、協議の結果了承され、経営協議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(5) 平成28年人事院勧告への対応に伴う就業規則の一部改正について

学長から、本件について、平成28年の人事院勧告における給与法改正に伴って、関連する人事院規則の改正が平成28年11月24日付けで公布されたことにより、本学においても関連する職員給与規程の一部について追加の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、管理職手当及び初任給調整手当の支給額の一部を改正し、適用日を平成28年4月1日とすること、また、扶養手当について、配偶者、父母等は、平成29年度から段階的に減額し、子は、段階的に増額の改正となり、適用日を平成29年4月1日とする旨の説明があり、協議の結果了承され、経営協議会及びその後の役員会で審議することとなった。

- (6) 労働契約法に基づく労働契約の転換及び附属学校・園の非常勤講師の雇用形態の変更に伴う就業規則の一部改正について

学長から、本件について、労働契約法に基づく有期労働契約期間の定めのない労働契約への転換及び附属学校・園において常態的に勤務する非常勤講師の雇用形態の変更に伴い就業規則等を改正するものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、契約職員就業規則、契約職員人事規程、臨時職員就業規則、臨時職員人事規程、臨時職員給与規程及びその他関係就業規則について、有期労働契約期間の通算に関する事、無期労働契約への転換に関する事、定年に関する事及び解雇理由等を追記し、また、臨時職員の種類のうち、日々雇用職員をフルタイム雇用職員へ変更するとともに、非常勤教諭及び非常勤外国人講師を追記する旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

- (7) 国立大学法人佐賀大学職員の懲戒処分の基準に関する細則の一部改正について

学長から、本件について、人事院「懲戒処分の指針について」（懲戒処分の対象となり得る代表的な事例とその標準的な処分量定）の一部改正に準拠して、所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、秘密漏えいの標準例として掲げている故意の秘密漏えいについて、「自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏えいした場合」の標準的な処分量定を明確化するとともに、過失による情報流出の標準例を新設し、また、標準的な処分量定として掲げている「麻薬・覚せい剤等の所持又は使用」について、薬物の種類に「大麻、あへん、危険ドラッグ」が、行為には「譲渡等」が対象となることを明確化する旨の説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

- (8) その他
特になし。

2 報告事項

- (1) 平成29年度国立大学法人佐賀大学運営費交付金予定額（政府案）等の概要について

財務課長から平成29年度国立大学法人佐賀大学運営費交付金等予定額の概要について報告があり、次いで、企画管理課長から、平成29年度国立大学法人等施設整備実施予定事業〈当初予算〉の概要について報告があった。

(2) 平成28年度就職内定状況について(平成29年1月1日現在)
就職支援課長から、平成29年1月1日現在の就職内定状況について
報告があった。

(3) その他
特になし。

3 その他

特になし。

以 上